

議案第 92 号

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年 6 月 28 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 204 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出しを「（増築等を含む工事の全体計画認定の認定申請手数料）」に改め、同条中「同条第 3 項」の次に「（法第 87 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加える。

第 18 条を第 20 条とし、第 17 条を第 19 条とする。

第 16 条第 1 号の表備考中「第 14 条第 1 号」を「第 16 条第 1 号」に改め、同条第 2 号の表備考中「第 14 条第 2 号」を「第 16 条第 2 号」に改め、同条第 3 号の表備考中「第 14 条第 3 号」を「第 16 条第 3 号」に改め、同条を第 18 条とする。

第 15 条を第 17 条とし、第 9 条から第 14 条までを 2 条ずつ繰り下げ、第 8 条の次に次の 2 条を加える。

（用途の変更に伴う工事の全体計画認定の認定申請手数料）

第 9 条 法第 87 条の 2 第 1 項の規定に基づく全体計画認定申請手数料の額は、認定申請 1 件につき 27,000 円とする。

（建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合は、制限の緩和に係る許可申請手数料）

第 10 条 法第 87 条の 3 第 5 項の規定に基づく許可申請手数料の額は、許可申請 1 件につき 120,000 円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。